

豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、し尿及び雑排水による公共用水域等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を浄化槽に変更しようとする者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量除去率が90%以上であり、かつ、放流水中の生物化学的酸素要求量の日間平均値が20mg／リットル以下であるもの（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものに限る。）をいう。
- (3) 専用住宅 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（当該建物の設置する浄化槽の処理対象人員が50人以下となるものに限る。）をいう。
- (4) 処理対象人員 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）の表のうち、「住宅施設関係施設」の項を適用して算定した場合の専用住宅に係る浄化槽の処理対象人員をいう。

（補助対象）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊川市の区域のうち、次の各号に掲げる区域を除いた区域内において、専用住

宅の敷地内の全ての既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用を廃止するとともに、新たに浄化槽を設置する事業（当該浄化槽に関し、浄化槽法第5条第1項ただし書の適用を受けるものを除く。）とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域（おおむね7年以上下水道の整備が見込まれない区域を除く。）

(2) 農業集落排水処理事業計画区域

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する区域

2 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認をしないとき。

(2) 専用住宅又はその敷地を借り受けている場合であって、その貸主から浄化槽の設置に関する承諾が得られないとき。

(3) 専用住宅を販売する目的で浄化槽を設置しようとするとき。

(4) 市税又は国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納があるとき。

(5) 敷地内のし尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の全部又は一部を浄化槽に接続しないとき。

(6) 公共事業等による移転補償を受ける場合であって、当該移転補償として浄化槽の設置に関する費用の交付を受けるとき。

(7) 浄化槽の設置に関する工事を浄化槽工事業者の登録を受けていない者に行わせるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額に相当する額の2分の1に相当する額とする。ただし、浄化槽の処理対象人員の数に応じて、別表第1に定める額を上限とする。

(1) 浄化槽本体費（送風機、付属品を含む）

(2) 本体据付工事費（基礎コンクリート、栗石、掘削、残土処理を含む）

(3) 電気工事費（屋外の配線工事）

(4) その他市長が必要と認める費用

2 浄化槽の設置に当たり既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を全て撤去し、当該撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取便所と同一の敷地内に浄化槽を設置する場合の補助金の額は、前項の規定による補助金の額に既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去に要する費用のうち次の各号に掲げる経費に相当する額（別表第2に定める額を上限とする。）を加算した額とする。

(1) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去作業費（既設管との切断工事費用を含む。）

(2) 掘り出し部の砂（土）埋め戻し作業費（埋め戻し（土）を購入する場合は、その費用を含む。ただし、同一箇所に浄化槽を埋設する場合は、掘り出し部の砂（土）埋め戻し作業費用は対象外とする。）

(3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の処分費（処分業者又は処分先も記入）

(4) その他市長が必要と認める費用

3 浄化槽の設置に当たり補助対象浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係るものに限る。）並びにます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を配管する場合の補助金の額は、第1項の規定による補助金の額に配管工事に要する費用のうち次の各号に掲げる経費に相当する額（300,000円を上限とする。）を加算した額とする。

(1) 材料費

(2) 流入管、放流管工事費

(3) 既存配管撤去費

(4) 撤去した既存配管の処分費（処分業者又は処分先も記入）

(5) その他市長が必要と認める費用

4 前3項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前までに豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様

式第 1 号) に次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による浄化槽の設置に係る届出書の写し
- (2) 浄化槽の設置等に関する工事の請負契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置等に関する工事の請負業者に係る浄化槽工事業登録書又は特例浄化槽工事業業者届出書の写し及び浄化槽設備士免状の写し
- (4) 浄化槽の設置等に関する工事の見積書の写し（前条第 2 項に該当するときは同項各号に掲げる経費が、前条第 3 項に該当するときは同項各号に掲げる経費が、それぞれ内訳として明記されたもの）
- (5) 配置図及び排水経路図（設置する合併浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びにますが明記されたもの）
- (6) 浄化槽の配置場所の分かる書類
- (7) 市税等において滞納がないことを証する書類（申請日前 1 か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用廃止に係る誓約書（様式第 2 号）
- (9) 専用住宅又はその敷地の貸主による浄化槽設置に係る承諾書（専用住宅又はその敷地を借り受けている場合）
- (10) 設置しようとする浄化槽に係る登録浄化槽管理表（C 票）及び保証登録証の写し（指針の適用がある浄化槽である場合）
- (11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置場所の分かる書類及び設置場所の写真
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市浄化槽設置整備事業補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実施内容の確認)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、その職員をして補助事業者に質問をし、報告を求め、又は工事の施工状況を確認させることができる。

2 補助事業者は、市長から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由なくこれを断ってはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、豊川市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (2) 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 既存単独処理浄化槽の廃止届の写し
- (4) 施工の写真
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査の依頼書及び領収書の写し
- (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
(補助事業者が自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、これに代えて自らが浄化槽法第8条及び第9条に定める浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の基準に従った実施ができることを証する書類)
- (7) 浄化槽又はくみ取り便所の清掃実施届の写し（最終のもの）
- (8) 工事チェックリスト（様式第6号）
- (9) 産業廃棄物管理票（E票）の写し（単独処理浄化槽、くみ取り便所又は既設配管を撤去した場合）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長が指定する日までに、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及び交付の決定に付した条件に違反したとき。

(4) 浄化槽法に定める浄化槽管理者としての義務を遵守しないとき。

(5) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市浄化槽設置整備事業補助金取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

処理対象人員	補助金の上限額
5 人以下	3 3 2, 0 0 0 円
6 人又は 7 人	4 1 4, 0 0 0 円
8 人以上 5 0 人以下	5 4 8, 0 0 0 円

別表第 2（第 4 条関係）

撤去の対象	加算する額の上限額
既存単独処理浄化槽	1 2 0, 0 0 0 円
くみ取便所	9 0, 0 0 0 円